

第1条 目 的

本会は、以下に掲げるような地域的な協同活動を行うことにより、地域社会の発展と福祉の向上に寄与することを目的とする。

- 1、 会員の親睦に関する事
- 2、 防災、防火に関する事
- 3、 防犯、防火に関する事
- 4、 社会福祉活動に関する事
- 5、 集会施設の維持管理に関する事
- 6、 その他、目的達成に必要な事

第2条 名 称

本会は、自治会法人 星が丘一丁目自治会と称する。通称「星が丘一丁目自治会」として運用することができるものとする。

第3条 区 域

本会の区域は、星が丘一丁目の区域とする。

第4条 事務所

本会の事務所は、相模原市中央区星が丘1丁目7番5号、星が丘一丁目自治会館内に置く。

第5条 会 員

- 1、 本会の会員は、第3条に定める区域内に住所を有する世帯とする
- 2、 本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となることができる。
- 3、 入会の申し込みがあった場合は、正当な理由なくこれを拒んではならない。

第6条 退 会

- 1、 会員が、次の各号の一に該当する場合には、退会したものとする。
 - (1) 第三条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
 - (2) 本人より、別に定める退会届が会長に提出された場合
 - (3) 介護等が必要となり、会員自らが判断できなくなり家族等の同意を得た場合
 - (4) 特段の理由がなく、別に定める会費を12か月滞納し、家族等の同意を得た場合
- 2、 会員が死亡し、又は失踪宣言を受けた時は、その資格を喪失する。

第7条 会 費

会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

第八条 役 員

本会に、次の役員を置く。

- 1、 会 長 1名
- 2、 副会長 2名

- 3、総務 若干名（2名以上）
- 4、会計 若干名
- 5、監事 3名
- 6、相談役 1名（前任の会長）

なお、前任の副会長のうち1名は、上記1から4のうちの役員として留任する。

第九条 委員

本会には、別に定める各組に委員1名を置く。

第十条 役員・委員の選出

- 1、本会の役員は、会員の中から選出し、定期総会において承認を得る。
- 2、本会の委員は、各組毎に選出する。
- 3、本会の委員は、各組の互選等により選出されるが、下記事由等により就任が著しく困難な場合には、委員の就任を免除することができる。
 - (1) 介護が必要とされる会員、介助しなければならない家族を抱えている会員。
 - (2) 4月1日現在、満80歳以上の会員。ただし、本人に委員の就任の意思がある場合、その限りではない。また該当の年齢に達しない配偶者または同居人がいる場合は免除の対象とはならない。
 - (3) 委員を務められない事情があり、会長の同意を得た会員。

第十一条 役員・委員の任期

- 1、本会の役員・委員の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1ヶ年とする。ただし、再任は妨げない。
- 2、役員・委員に欠員が生じたときは、補充する。補充によって就任した役員・委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3、役員・委員の補充が困難な場合は、該当役員・委員が欠員分を兼務することができる。

第十二条 役員・委員の任務

- 1、役員・委員の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
 - (3) 総務は、別に定める担当業務を職務とする。
 - (4) 会計は、別に定める担当業務を職務とする。
 - (5) 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - ① 本会の会計及び資産の状況を監査すること
 - ② 会長・副会長及びその他の役員の業務執行状況を監査すること
 - ③ 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見した時は、これを総会に報告すること。
 - (6) 委員は、別に定める専門各部の業務を分担し、会費徴収その他、組を代表して会務の運営を図る。
- 2、役員・委員は、他の業務を兼任することができる。
- 3、相談役は招請により、役員会等に出席して、本会運営上の問題について参考意見を述べる。

第十三条 会議

本会に決議・協議機関を置く。

- 1、 総 会
- 2、 委員会
- 3、 役員会（協議機関）

第十四条 総会の種別

本会の総会は、定期総会及び臨時総会の2種とする。

第十五条 総 会

- 1、 総会は、本会の最高決議機関とする。
- 2、 定期総会は、毎年一回開催する。
- 3、 臨時総会は、会長、又は委員が必要と認めたとき、並びに会員の2分の1以上から要請があったとき、第十二条第5項第3号の規定により、監事から要請があったときは、開催しなければならない。
- 4、 総会は、会長が招集し、会員の2分の1以上（委任状を含む）の出席によって成立し、議決は、出席者の多数決による。ただし可否同数のときは、議長が決定する、
- 5、 総会における会員については、別に定めるものとする。
- 6、 議長は、会長とする。
- 7、 総会において、やむを得ない事情により開催が困難となった場合、会長の判断により書面での決議を行うことができる。

第十六条 総会付議事項

総会の決議事項は、次の物とする。

- 1、 事業計画
- 2、 予算及び決算
- 3、 役員承認
- 4、 本会則の改正、廃止
- 5、 会費の改定
- 6、 本会の解散及びこれに伴う処理
- 7、 委員会が必要と認めた事項

第十七条 総会の議決事項

- 1、 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数及び出席者（書面表決者及び表決委任者を含む）
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2、 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が自署又は記名押印しなければならない。

第十八条 委員会

- 1、 委員会は、総会に次ぐ決議機関として毎月1回会長が招集し、会の運営に必要な事項を審議決定する。また、必要な事項の審議決定がない場合、委員会の招集を省略することができる。

- 2、臨時委員会は、会長が必要と認めたとき及び委員の3分の2以上から要請のあったときは、開催しなければならない。
- 3、委員会は、会長が招集し、委員の3分の2以上もしくは部長以上の4分の3の出席によって成立し、議決は出席者の多数決による。ただし、可決同数の時は、議長が決定する。
- 4、議長は会長とする。

第十九条 役員会

- 1、役員会は、協議機関として会長が必要に応じて招集し、緊急時の問題等を協議する。
- 2、役員会の構成は、会長・副会長・総務及び会計とする。必要に応じて関係委員を招集することができる。
- 3、協議した事項は、対外的に問題のないかぎり、次回の委員会に報告しなければならない。

第二十条 委員会・役員会のリモート開催

委員会、役員会において、やむを得ない事情により開催が困難となった場合、会長の判断によりリモートでの開催を行うことができる。

第二十一条 資産の構成

本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- 1、別に定める財産目録記載の資産
- 2、会費
- 3、活動に伴う収入
- 4、その他の収入

第二十二条 資産の管理

本会の資産は、会長が管理し、その方法は委員会の議決によりこれを定める。

第二十三条 資産の処分

本会の資産で、第二十条第1号に掲げるもののうち、別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合は、総会において3分の2以上の議決を要する。

第二十四条 経費の支弁

本会の経費は、資産をもって支弁する。

第二十五条 会計年度

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第二十六条 会則の改正

この会則は、総会において議決を得て、かつ、相模原市長の認可を受けなければ改正することはできない。

第二十七条 備え付けの帳簿及び書類

本会の事務所には、会則・会員名簿・認可及び登記等に関する書類、総会及び委員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類、その他必要な帳

簿及び書類を備えなければならない。

第二十八条 見舞金

会員の災害に対する見舞金は別に定める。

第二十九条 表彰

会員の表彰については、別に定める。

第三十条 委任

この会則の施行に関し、規則等必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

付則

- 1、 この会則は、平成 8年 2月 10日から施行する。
- 2、 この会則は、平成 11年 4月 1日から施行する。
- 3、 この会則は、平成 17年 4月 1日から施行する。
- 4、 この会則は、平成 21年 3月 28日から施行する。
- 5、 この会則は、平成 28年 4月 1日から施行する。
- 6、 この会則は、令和 4年 4月 1日から施行する。